

京都大学経済研究所規程の一部を改正する規程

京都大学経済研究所規程（平成十六年達示第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「複雑系経済研究センター」を「複雑系経済研究センター」に改める。
先端政策分析研究センター」に改める。

附則

2 1 この規程は、平成十七年七月一日から施行する。
改正後の第六条第一項に規定する先端政策分析研究センターは、平成二十三年三月三十一日まで存続するものとする。